

27(公社)全宅連発政策第11号

平成27年5月8日

都道府県協会長 殿

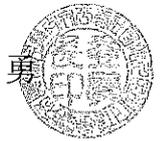
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長

小林

勇



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（再周知のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり、「消費税転嫁対策特別法」は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行うため、平成25年10月1日に施行されました。本法では平成26年4月1日以降に供給する商品または役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されております。

この件に関しては、以前、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（周知のお願い）」（平成25年11月21日付け文書【25(公社)宅連発政策第51号】）において、ご案内させていただいたところですが、先般、賃貸住宅管理業者及び建売住宅等の販売業者（宅地建物取引業者）に対し、公正取引委員会から同法に基づく勧告がなされたことから、国土交通省より、再度の周知要請がございましたのでご案内申し上げます。

都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し適宜ご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【別添資料】

1. 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について 国土動第13号
2. 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために【参考資料】

(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省)

以上

国土動第13号
平成27年4月30日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成25年11月18日付国土動第68号)において、要請させていただいたところです。

先般、賃貸住宅管理業者及び建売住宅等の販売業者(宅地建物取引業者)に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)に基づき、同法第3条第1号後段(買ったたき)の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告がなされました。

つきましては、賃貸住宅の管理業務に係る委託契約及び建売住宅に係る建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴団体会員に対し、改めて周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。